2　基本理念

地球温暖化対策の推進は、パリ協定第二条1(a)の規定を踏まえ、環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進しつつ、我が国における二〇五〇年までの脱炭素社会の実現を旨として、国民並びに国、地方公共団体、事業者及び民間の団体等の密接な連携の下に行われなければならないものとすることとした。（第二条の二関係）

3　地方公共団体実行計画等

㈠　都道府県及び指定都市等が策定する地方公共団体実行計画の記載事項に、第二一条第三項第一号から第四号までに掲げる施策の実施に関する目標を追加することとした。（第二一条第三項関係）

㈡　指定都市等を除く市町村は、地方公共団体実行計画において、第二一条第三項各号に掲げる事項を定めるよう努めるものとすることとした。（第二一条第四項関係）

㈢　市町村は、地方公共団体実行計画において第二一条第三項各号に掲げる事項を定める場合においては、地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）等の事項を定めるよう努めるものとすることとした。（第二一条第五項関係）

㈣　促進区域は、環境省令で定める基準に従い、かつ、都道府県が第二一条第三項第一号に掲げる事項として促進区域の設定に関する基準を定めた場合にあっては、当該基準に基づき、定めるものとすることとした。（第二一条第六項関係）

㈤　都道府県が地方公共団体実行計画において第二一条第三項各号に掲げる事項を定めようとする場合、又は市町村が地方公共団体実行計画において同項各号若しくは㈢の事項を定めようとする場合において、地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは、これらの事項について当該地方公共団体実行計画協議会における協議をしなければならないものとすることとした。（第二一条第一二項関係）

4　農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の特例

市町村が、地方公共団体実行計画において、促進区域においてその実施を促進する地域脱炭素化促進事業と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項を定めた場合であって、当該地方公共団体実行計画のうち3の㈢の事項が農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二五年法律第八一号）の基本方針に適合するときは、当該地方公共団体実行計画を同法における基本計画とみなして、同法の規定を適用することとした。（第二一条の二関係）

5　地域脱炭素化促進事業計画の認定等

地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは当該地方公共団体実行計画協議会における協議を経て、当該地域脱炭素化促進事業の実施に関する計画（以下「地域脱炭素化促進事業計画」という。）を作成し、地方公共団体実行計画（3の㈢の事項が定められたものに限る。）を策定した市町村（以下「計画策定市町村」という。）の認定を申請することができることとした。（第二二条の二関係）

6　温泉法等の特例

計画策定市町村の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に従って行う行為については、温泉法（昭和二三年法律第一二五号）等の許可等があったものとみなすこととした。（第二二条の五～第二二条の一〇関係）

7　環境影響評価法の特例

環境影響評価法（平成九年法律第八一号）第二章第一節の規定は、計画策定市町村の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に従って行う地域脱炭素化促進施設の整備（3の㈣の都道府県の基準が定められた都道府県の区域内において行うものに限る。）については、適用しないこととした。（第二二条の一一関係）

8　温室効果ガス算定排出量の公表等

環境大臣及び経済産業大臣は、第二八条第一項の規定により通知された事項について、遅滞なく、電子計算機に備えられたファイルに記録するとともに、当該ファイルに記録された事項を公表するものとし、当該事項に係る開示請求制度を廃止することとした。（第二九条、第三〇条、第三一条及び第三二条関係）

9　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一六一号）（金融庁）

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五〇号）の施行期日は、令和三年一一月一日とすることとした。

◇金融商品の販売等に関する法律施行令等の一部を改正する政令（政令第一六二号）（金融庁）

一　金融商品の販売等に関する法律施行令の一部改正関係

1　題名の改正

金融商品の販売等に関する法律施行令の題名を「金融サービスの提供に関する法律施行令」に改めることとした。

2　金融サービス仲介業関係

㈠　顧客に対し高度に専門的な説明を必要とする契約等

預金等の受入れを内容とする契約等、保険契約、有価証券の売買等及び資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約のうち顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものを定めることとした。（第一七条～第二〇条関係）

㈡　登録基準

内閣総理大臣が拒否しなければならない金融サービス仲介業の登録について、その基準となる法律の範囲を定めることとした。（第二一条関係）

㈢　保証金

金融サービス仲介業者が供託しなければならない保証金の額を、一、〇〇〇万円に前事業年度の年間受領手数料に一〇〇分の五を乗じた額を加えた額とするほか、保証金に係る権利の実行の手続その他保証金制度に関し必要な事項を定めることとした。（第二六条～第二九条関係）

㈣　業務

(1)　金融サービス仲介業者がその行う金融サービス仲介業に関して顧客の金銭その他の財産を預託させてはならない当該金融サービス仲介業者と密接な関係を有する者の範囲を定めることとした。（第三〇条関係）

(2)　情報通信の技術を利用した情報提供及び同意の取得をするときは、あらかじめ、相手方に対し用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、承諾を得なければならないこと等を定めることとした。（第三三条及び第三四条関係）

(3)　広告等の表示事項として、手数料等の情報及び指標の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがある場合の情報等を定めることとした。（第三五条関係）

㈤　認定金融サービス仲介業協会

認定金融サービス仲介業協会の認定について、申請書の記載事項等を定めることとした。（第三九条関係）

㈥　指定紛争解決機関に関する規定の整備

紛争解決等業務に相当する業務に係る指定として、指定紛争解決制度が整備されている他の法律の規定による紛争解決等業務を行う者としての指定を定めるほか、指定紛争解決制度に関し必要な事項を定めることとした。（第四〇条～第四二条関係）

㈦　雑則

金融庁長官に委任された権限のうち証券取引等監視委員会及び財務局長又は財務支局長に委任する権限の内容等を定めることとした。（第四四条～第四八条関係）

二　関係政令の一部改正関係

その他関係政令について所要の改正を行うこととした。

三　施行期日等

1　金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日前においても、金融サービス仲介業者の登録及び認定金融サービス仲介業協会の認定を受けるために必要な準備行為をすることができることとした。（附則第二項及び第三項関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年一一月一日）から施行することとした。